

事務連絡  
平成 27 年 3 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立相談支援  
中核市 事業費等負担金等ご担当者 様

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐

厚生労働省社会・援護局保護課長補佐

平成 27 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る  
国庫負担協議等について（依頼）

生活保護をはじめとする社会福祉制度の適正な運営については、平素から格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 27 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の国庫負担協議及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議を別紙により行うこととしたので、ご対応をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

## 生活保護適正実施推進事業及び 自立支援プログラム策定実施推進事業 の交付方針等について

平成 27 年度においては、生活困窮者自立支援法の施行等に伴い、補助体系や補助率の見直し等を行ったところであるが、必要な事業について効率的、効果的に実施できるよう、下記の 1～7 を踏まえて協議されたい。

なお、平成 27 年度の国庫補助内示については、全体の予算の執行状況を踏まえて段階的に内示していく方針であるので、ご留意願いたい。

※ 全体の協議状況によるが、事務費（郵送料や旅費等）等については 1 回目の内示の対象としない予定。

また、平成 25 年度に多額の不用が発生した自治体については、当該額を踏まえて 1 回目の内示を行う予定。

<今後のスケジュール（予定）>

- ・ 3 月下旬 協議依頼
- ・ 4 月 17 日（金）協議締切
- ・ 5 月目途 第 1 回内示（2 回目以降は予算の執行状況を踏まえて行う）
- ・ 6～7 月頃 交付決定

記

### 1 協議対象について

平成 27 年度の協議にあたっては、「平成 27 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）（旧セーフティネット補助金 生活保護適正化事業等）の所要見込額調について」（平成 27 年 1 月 19 日付事務連絡）により実施した所要額調査で登録した額を踏まえて協議すること。なお、その後の事情変更等により事業の追加等を行う場合は、他事業の見直しを検討するなど事業内容を精査した上で、登録した所要額を踏まえた必要額を提出すること。

### 2 生活保護適正化実施推進事業の採択方針及び留意事項について

生活保護適正実施推進事業を協議される自治体は、下記の事項に留意すること。

なお、事業内容を確認する必要があるため、実施要綱、契約書等の事業内容が分かる参考資料や積算を必ず提出すること。特に前年度に対して事業内容を変更する場合は、その理由を記載した資料を提出すること。

また、平成 26 年度においては、協議方針に補助対象としないとしている事業、経費についても、財政当局等へ説明できない等の理由で計上していた事例が散見されたが協議から除外すること。

#### (1) 「生活保護法施行事務監査等事業等」について

- ① 生活保護法施行事務監査等事業及び生活保護特別指導監査事業を実施するために雇い上げる医師、歯科医師、保健師、社会保険労務士及び介護支援専門員等の報酬及び手当等については、自治体ごとの規程や予算に基づき、実態にあった額で設定すること。

また、経費については、当該事業に従事した分（日数・時間）のみ、補助対象とする。

- ② 生活保護特別指導監査事業においては、平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」4 の（1）により、「一般指導監査」、「特別指導」及び「確認監査」を実施することとしているが、これらはそれぞれ別の日程で計画し実施されたい。生活保護特別指導監査事業の協議にあたっては、生活保護特別指導監査事業実施計画・実績報告（様式 21）を提出されたい。併せて、当該事業の対象となる福祉事務所の選定理由、事前検討において策定した重点的着眼点及びその策定理由を添付すること。

また、「一般指導監査」において是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」（平成 17 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室生活保護監査係長事務連絡「生活保護特別指導監査事業について」別紙）に記入し保管しておく必要があるため、留意されたい。

#### (2) 医療扶助適正化等にかかる事業について

医療扶助の適正実施等については、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として、精神障害者等退院促進事業、健康管理支援事業、健康診査及び保健指導活用推進事業、診療報酬明細書点検等充実事業、医療扶助適正実施推進事業、居宅介護支援計画点検等強化事業を実施してきたところである。

平成 27 年度より、上記の医療扶助の適正実施等のための事業については、医療扶助適正化等の諸課題について総合的に取り組む事業として整理・統合する予定である。

これに伴い、補助の範囲として、新たに頻回転院患者への対応や、被保護者の自立支援プログラムによらない健康管理支援等、新たな適正化の取組の必要性や支援ニーズへの対応についても対象とするとともに、嘱託医等、専門的知識を有する者の兼務を認めることとするので、効率的な実施をお願いする。なお、兼務する場合の金額は、勤務日数等で按分して計上すること。また、後発医薬品の使用促進について、特に効果的な取り組みを行っている自治体に対しては補助率を上乗せする予定であり、詳細については別途通知する。

協議にあたっては、上記を踏まえ、人件費の効率化等を検討の上、所要見込額を精査すること。

各事業における留意事項は、以下のとおりにする。

#### ア 診療報酬明細書点検等の充実について

- ① 以下のような取り組みについて協議があった場合には、予算の範囲内において優先的に採択する。
  - ・ 自立支援医療などの他法他施策の適用可能性について点検を行う場合
  - ・ 向精神薬などの重複処方に着目した点検を行う場合
  - ・ 競争入札の実施や成功報酬契約等を実施した場合（対象となる全てのレセプトの点検を実施すること）
  - ・ 縦覧点検を実施するにあたり、対象となる全てのレセプトに対し、「4・5・6月分」を点検した翌月には「5・6・7月分」を点検するなど、毎月縦覧点検を実施する場合。
  - ・ 柔道整復師等の有資格者を配置し、施術費の請求について点検する場合
  - ・ この他、点検体制・点検項目等について工夫がみられるなど厚生労働省にて効果的な取組と認めた場合
- ② 外部点検専門業者等へ点検を委託（有資格者の雇い上げ等を含む）している場合にあっては、実施要綱等のほかに契約書、業務仕様書及び見積書を提出されたい。

#### イ 医療扶助の適正化業務に取り組む人材について

医療扶助の適正化等の取組に従事する者については、取組内容によって、薬剤師や看護師、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を有している者が望ましいが、地域の事情に応じて、生活保護制度に精通しているケースワーカーOB等本取組を円滑に実施する上で福祉事務所が適当と認めた者でも差し支えないものとする。

なお、雇上げにかかる報酬及び手当または委託費等については、自治体ごとの規程や予算に基づき、実態にあった額で設定すること。

なお、経費については、当該事業に従事した分（日数・時間）のみ、補助対象とする。

#### ウ 精神障害者等の退院促進について

精神障害者等の地域生活への移行については、障害者総合支援法において、地域移行支援（住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う）、地域定着支援（居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う）等のサービスが定められている。

生活保護を受給している長期入院精神患者等の退院促進においては、福祉事務所は、障害保健福祉部局と連携し、障害者総合支援法のサービス利用について検討を行い、原則的に当該サービスの利用が困難な事情がある等の場合について採択するものであること。

なお、地域移行支援、地域定着支援サービスは、平成 26 年度より、救護施設、更生施設又は矯正施設の入所者についても対象とされているので、留意すること。

#### エ 居宅介護支援計画点検等の介護扶助適正化の取組について

居宅介護支援計画の点検等の介護扶助適正化については、原則的に介護保険の被保険者ではない生活保護受給者（40 歳以上 65 歳未満）を対象とした取組について採択するものであること。

### (3) 生活保護適正化関連

#### ①「収入資産状況把握等充実事業」について

継続ケースのみを補助対象とし、新規開始ケースに係る法第 29 条に基づく関係先調査に要する経費については補助対象としないこととし、当該事業に従事した分（日数・時間）のみ、補助対象とする。

#### ②「扶養義務調査充実事業」について

ア 継続ケースのみを補助対象とし、新規開始ケースに係る法第 29 条に基づく関係先調査に要する経費については補助対象としないこととし、当該事業に従事した分（日数・時間）のみ、補助対象とする。

また、扶養義務者の実地調査にかかる旅費については、調査対象者が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の第 5 の 2（2）の「重点的扶養能力調査対象者」である場合に補助対象とするが、出張行程に当該事業以外の他の業務が含まれている場合には、補助事業に係る部分のみ、補助対象とする。

なお、重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、相当の扶養能力が認められる場合のみ、補助対象とする。

イ 「生活保護に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 20 年 8 月 1 日総務省）において、福祉事務所が管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合の事前の調査及び連絡の徹底、並びに管外への扶養義務調査の効果分析・検証の実施について勧告がなされたことから、扶養義務調査充実事業の管外出張の旅費の協議にあたっては、「扶養義務調査充実事業出張計画・実績報告」（様式 22）を提出されたい。

なお、出張行程に当該事業以外の他の業務が含まれている場合には、補助事業に係る部分のみ、補助対象とする。

### ③ 「体制整備強化事業」について

ア 平成 27 年度においては、新たに生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に対する相談支援等を行う「自立相談支援事業」が必須事業化される。

このため、自立相談支援事業が実施されることを前提に事業の必要性や事業規模について精査・検討すること。また、福祉事務所における相談件数実績が著しく低い場合は、補助対象外となることもあるので、留意すること。

イ 面接相談員は、生活保護関係業務の相当の経験を有する者等を雇い上げる経費であり、かつ、当該事業に従事した分（日数・時間）のみ、補助対象とし、面接相談業務の外部への委託については補助対象としないこと。

また、警察との連携体制の構築や暴力団情報等に関する情報交換、暴力団員による不正受給などの悪質な事案に対する対応等のために職員を配置する取組については、「警察との連携協力体制強化事業」で協議すること。

ウ 面接相談以外に係る事業（弁護士相談等）については、補助対象としない。必要であれば所要額に計上した範囲内で「その他適正化事業」の新規事業として協議すること。なお、「その他適正化事業」に計上する場合は、当該事業が一時的、限定的なものであることを十分留意のうえ協議すること。

### ④ 「関係職員等研修・啓発事業」について

従来、自立支援プログラム策定実施推進事業で実施していた自立支援業務に関する研修事業については、本事業と統合して実施することとしている。

本事業のうち、補助対象となる旅費は「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」、「生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議」、「生活保護新

任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」及び「全国生活保護査察員研修会」、「生活保護担当指導職員ブロック会議」への参加に係る費用のみとする※。なお、パック商品等を積極的に利用するなど出張旅費の効率化に取り組むこと（全国課長会議・係長会議等の出席に要する経費等は補助対象としないので留意されたい。）。

また、上記の他、臨時的に開催する研修会等で追加対象になる場合は別途連絡する。

なお、研修会等に必要な関係資料については、真に必要なものに限定するとともに、保護のしおり等の作成経費、物品（消耗品、備品や書籍等）購入に係る経費や社会福祉主事資格取得費用関連経費は補助対象としないので留意されたい。

また、「就労支援等の状況調査」を踏まえ、就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている地方自治体に対しては、補助率1/2から補助率を引き上げることが予定しており、加算対象となる自治体は後日連絡する。

※「生活保護就労支援員全国研修会」に参加する就労支援員に係る旅費は、被保護者就労支援事業の対象とする。

#### ⑤「業務効率化事業」について

本事業については、原則として、住宅扶助及び冬期加算の見直しに係る 基準改定に伴う改修経費についてのみ対象 とする（補助率 1/2）のでご留意いただきたい。

また、昨年度同様、自治体都合の改修（OS等のバージョンアップを含む）経費や、リース料金、ランニングコスト等の運営経費やプリンターのトナーに係る消耗品等のほか、例年照会の多い以下の事業も補助対象としないので留意すること。

- ・ システム端末（プリンタ等の機器を含む）の購入、保守、更新
- ・ 電子レセプトシステムの端末更新 など
- ・ マイナンバー法への対応に伴うシステム改修
- ・ 29条調査様式変更に伴うシステム改修 など

なお、適正な予算執行を行う観点から、協議に当たっては昨年度同様に、様式2に併せ、下記の書類を提出すること。

※ オ～キはシステム改修を行う場合のみ提出。

ア 協議理由

イ 見積書（2社以上 ※1社見積りの場合は理由書を添付すること）

ウ システム構成図（補助対象の範囲を枠線等で図示すること）

システム構成及び機能体系をわかりやすく図に示し、さらに補助対象の該当箇所については、より具体的な図を作業との相関が明確になるように示すこと。

例：見積書の明細に生活保護基本システム（パッケージ〇〇県版）、カスタマイズ作業が記載されている場合そのシステムの構成（=名称）及びどのような機能、作業が含まれているかを明確に判るように枠線等で図、または表で提示。基本システム及びカスタマイズ、データ移行等の作業の相関が明確となる図、または表で提示。

エ 積算内訳書（費用は作業プロセス単位、製品単位に積算し、定価を証明するカタログ等の資料を添付すること）

製品等については、定価及び提供価格が記載された内訳書とすること。

オ 作業要員の単価規定（要員クラス毎に設定される単価の根拠を証明した書類）

カ 作業項目毎の対応スケジュール表（各作業項目の対応人数及び要員クラスも記載すること）

キ 作業体制図（受託範囲及び役割を明確にし、担当者氏名、各役割の人数も記載すること）

## ⑥「その他適正化事業」について

本事業については、既存のメニューに該当しない事業のうち、特に適正化に資すると認められるものや制度改正に伴う費用等を 一時的、限定的に補助するもの である。そのため、本来一定期間経過すること等により事業目的が達せられるものであることを十分留意のうえ、本事業として計上することの必要性について改めて精査したうえで協議すること。

また、指定医療機関の指定更新制導入に伴う指定事務にかかる費用については、平成27年4～6月の3ヶ月分に限り認めることとする ので、それ以上の期間を申請しないよう、十分に留意すること（3ヶ月を越える期間を提出してきた場合は原則全額対象としない）。

生活保護第三者行為求償推進事業（「生活保護第三者行為求償推進事業について」（社援保発 0328 第2号平成26年3月28日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照）は、本事業で協議を行うこととし、生活保護第三者行為求償推進事業による弁護士、司法書士、行政書士等に係る雇上げ又は業務委託に要する費用等については、自治体ごとの規程や予算に基づき、実態にあった額で設定すること。

なお、生活保護第三者行為求償推進事業は、民事の法律関係についての専門的

知見による技術的な支援を受けることに要する費用を補助対象とするものであり、請求や徴収等の求償事務そのものを行うことに要する費用は補助対象としない。

### 3 自立支援プログラム策定実施推進事業の採択方針及び留意事項について

本事業で実施してきた事業のうち、「就労支援事業」及び「稼働能力判定会議設置事業」については、被保護者就労支援事業において実施されることとなるため、本事業の対象とはならない。また、「就労意欲喚起等支援事業」、「居宅生活移行支援事業」及び「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」については、被保護者就労準備支援事業に再編されるため、本事業の対象とはならないので留意すること。

#### ①社会的居場所づくり支援事業について

- ア 被保護者就労準備支援事業の創設及び生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本事業の対象は、社会的な居場所づくり支援事業実施要領（「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成23年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（※1）のうち、3（3）、（4）及び（6）とする。なお、従来の社会的居場所づくり支援事業の（1）（2）については、被保護者就労準備支援事業の対象となるほか、（5）については、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業において実施することとなるため留意すること。
- イ 事業を委託（雇い上げを含む）している場合にあっては、実施要綱等のほかに契約書、業務仕様書を提出されたい。
- ウ 協議にあたっては、様式15に併せ、「社会的な居場所づくり支援事業実施計画」（様式23）を提出すること。

※1 社会的な居場所づくり支援事業実施要領（「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」平成23年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（抜粋）

### 3 事業内容

- (1) ボランティア活動や中間的就労などの社会参加により地域社会との交流維持  
就労習慣の向上等を目指す事業  
→ このうち、就労に関する事業は被保護者就労準備支援事業へ
- (2) 協力事業所における就労体験を実施し、社会経験を積ませ、就労意欲を助長  
させることにより段階的な常用雇用を支援する事業  
→ 被保護者就労準備支援事業へ
- (3) 民間団体等が実施するグループカウンセリング等への参加によりアルコール  
依存、ギャンブル依存等の日常生活上の問題を抱える者が自立した日常生活を  
営めるよう支援する事業  
→ 本事業の対象
- (4) 精神科病院等退院者に対し、家事・服薬管理の生活指導・地域住民との交流  
の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅  
生活継続を支援する事業  
→ 本事業の対象
- (5) 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、子どもの進学  
に関する支援、引きこもりや不登校の子どもに関する支援、高校進学者の中退  
防止に関する支援、高校卒業後の進路支援等を総合的に行い、生活保護世帯等  
の子どもが健全に育成される環境を整備する事業  
→ 生活困窮者自立支援法の子どもの学習支援事業において実施
- (6) 上記(1)～(5)までの事業以外で、生活保護受給者の自立を支援するた  
めに自立支援サービスの整備を行う事業  
→ 本事業の対象

(参考) 実施要領は別途通知することとしているが、被保護者就労準備支援事業が創設されたこと等により、事業内容等は以下のとおり再編することになる予定。

●目的 (案)

企業、NPO、社会福祉法人、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、生活保護受給者の社会的自立・日常生活自立を支援する取組の推進を図る。

●事業内容 (案)

(1) 民間団体等が実施するグループカウンセリング等への参加により、アルコール依存、ギャンブル依存等の日常生活上の問題を抱える者が自立した日常生活を営めるよう支援する事業

(2) 精神科病院等退院者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続を支援する事業

(3) (1)～(2)以外の事業で、生活保護受給者の自立を支援するために自立支援サービスの整備を行う事業

※ (3) については、「その他自立支援プログラム実施体制整備事業」との整理の観点から、28年度以降見直しを行うことも検討しているためご承知置き願いたい。

② 居住の安定確保支援事業

協議にあたっては、様式 15 に併せ、「居住の安定確保支援事業実施計画」(様式 24) を提出すること。

なお、26年度から継続して実施される自治体については、26年度実績について別途調査を依頼する予定。

#### 4 補助対象について

(1) 生活保護適正実施推進事業において、様式 14「協議総括表」の(1)～(12)の区分ごとの協議額が10万円未満の場合は補助対象としない。(ただし、生活保護法施行事務監査事業、生活保護法特別指導監査事業及び関係職員研修・啓発事業は除く。)

(2) 本補助金の対象事業以外の用途(自主事業等)にも使用できる経費について、他の事業に係る経費が含まれている場合には、補助事業に係る経費のみを按分等して算出すること。

なお、当該補助事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該補助事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から、補助対象としない場合があるため留意すること。

(3) 次の経費については補助対象としないため、協議は行わないこと。

また、補助対象としない経費が実績報告で計上されている場合は返還の対象になるので注意すること。

例年、パソコンや什器等の備品、作業着や靴等の被服、文房具等の消耗品等、補助対象事業以外の用途に使用されていないことの確認ができない経費が散見されるため、補助対象としない経費の整理を以下とするので、協議にあたってはよく確認の上、提出願いたい。

- ① 公用車購入費（自転車含）、レンタル代、燃料代、駐車場代、有料道路料金  
※ 旅費にかかる上記費用も含むので留意すること
- ② 光熱水料、電話代や回線使用料
- ③ 書籍、文房具等の消耗品及び被服、備品（事務機器、什器を含む）
- ④ コピー費用（紙、インク、トナー、ドラム等の消耗品、委託料、保守料含む）
- ⑤ システムのランニングコスト（改修費用を除く）
- ⑥ 飲食代、懇親会費、会議録等の作成費用
- ⑦ 雇上職員（補助事業で雇用した嘱託職員等）に係る超過勤務手当、福利厚生費
- ⑧ 社会福祉主事資格取得費用等、資格取得にかかる関連経費

また、以下の経費については、事業ごとの内訳を総括表 1－2 に記入すること。

- ① 事務費（郵送料及び印刷製本費。関係職員研修・啓発事業を除く）
- ② 旅費（監査関係事業、関係職員研修・啓発事業を除く）

## 5 効果額及び結果の算出について

- (1) 平成 26 年度に補助金の交付決定を受けて実施している事業のうち、アからコについては、様式 16 により必ず平成 27 年 3 月末までの効果額及び結果を算出して報告すること。（これらの事業以外にも、効果額の算出が可能なものがある場合は、効果額を報告すること。この際、算出方法について提出すること。）

- ア 精神障害者等退院促進事業
- イ 健康管理支援事業
- ウ 健康診査及び保健指導活用推進事業
- エ 診療報酬明細書点検等充実事業
- オ 医療扶助適正実施推進事業
- カ 収入資産状況把握等充実事業
- キ 扶養義務調査充実事業

- ク 居宅介護支援計画点検等強化事業
- ケ その他適正化事業
- コ 社会的居場所づくり支援事業
- サ 居住の安定確保支援事業

(2) 効果額の算出方法

ア 精神障害者等退院促進事業

退院することができた者について、以下のように1年分の効果額を算出して記入すること。(千円未満切り捨て)

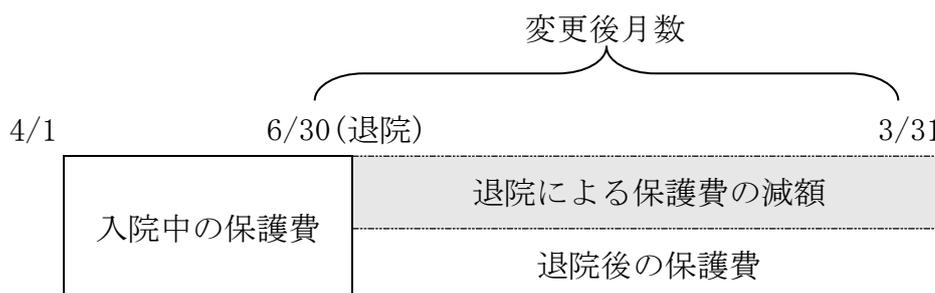
なお、対象とするのは平成27年3月末までに効果があった者とする。

$$\text{効果額} = \text{退院による保護費の減額(月額)} \times \text{退院後の月数}$$

例えば、6月30日に退院した者で、

6月分入院額 40万、7月分医療費 10万、退院後月数 9ヵ月の場合、

効果額 = (40 - 10) × 9 = 270万円となる。

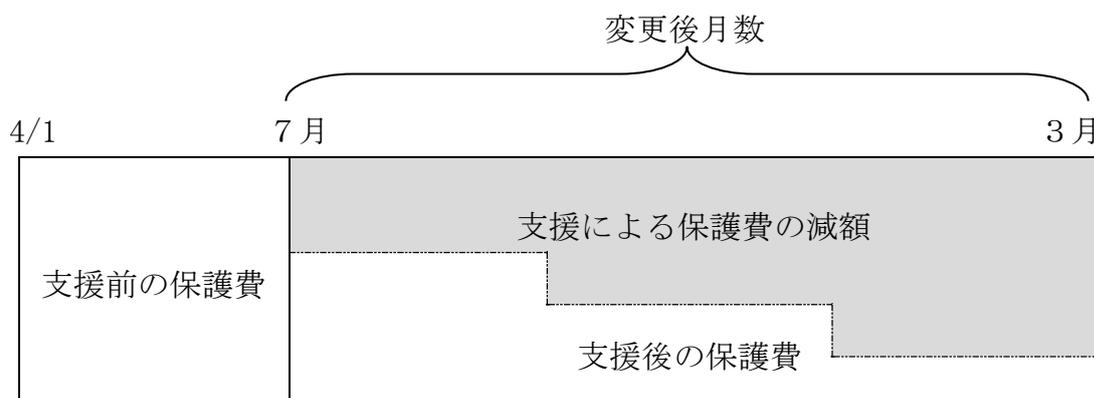


※ 退院後の月数 = 例えば6月15日に退院した場合は7月～3月の9か月とする。

イ 健康管理支援事業

以下のように事業実施年度の効果額を算出して記入すること。(千円未満切り捨て)

$$\text{効果額} = \text{本事業による保護費の減額(月額)の合計額}$$



例えば、本事業による支援を契機に7月から前月に比べ保護費の減額があった者について、

6月分 20万、7月分 19万、8月分 18万 9月分以降 17万の場合、効果額 =  $(20-19) + (20-18) + (20-17) \times 7 = 24$ 万となる。

ウ 健康検査及び保健指導活用推進事業

イと同様の算出方法。

エ 診療報酬等明細書点検充実事業

効果額 = 過誤調整額 (平成27年3月末までの実績額を記入すること。)

※ 過誤調整額は、点検により過誤を発見したものに限る。(例えば、医療機関からの取り下げ等によるものは含めない。)

オ 医療扶助適正実施推進事業

後発医薬品の使用促進に向けた取組を開始する前月の後発医薬品の普及傾向と平成27年2月の後発医薬品の普及傾向について、生活保護等版レセプト管理システムの活用(※)により、以下のa、b、c及びa'、b'、c'の数値を算出し、それぞれの数値を記入すること。

※ 『医療扶助の適正化に関する電子レセプト活用マニュアル 第二版(平成25年3月)』の20~25頁を参考にすること。

① 取組を開始する前月の後発医薬品の普及傾向

a 後発医薬品の使用促進に向けた取組を開始した月の前月分(基金処理年月を取組開始月に設定)の後発医薬品の『点数×回数』の合計(管内実施機関分の合計) … a

b 後発医薬品の使用促進に向けた取組を開始した月の前月分(基金処理年月を取組開始月に設定)の調剤全体の『点数×回数』の合計(管内実施機関分の合計) … b

c  $a \div b \times 100 =$  取組開始前月分の普及割合(%) … c

② 平成27年2月分の後発医薬品の普及傾向

a' 平成27年2月分(基金処理年月を平成27年3月に設定)の後発医薬品の『点数×回数』の合計(管内実施機関分の合計) … a'

b' 平成27年2月分(基金処理年月を平成26年3月に設定)の調剤全体の『点数×回数』の合計(管内実施機関分の合計) … b'

c'  $a' \div b' \times 100 =$  平成27年2月分の普及割合(%)



効果額は、当該調査の結果、保護の廃止又は変更を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額をいう。(法第 63 条及び法第 78 条による返還金、徴収金等は含まない。)

キ 扶養義務調査充実事業

カと同様の算出方法。(効果額 = 保護の変更又は廃止による減額)

※ 保護の廃止又は変更による減額は以下を参考にして算出すること。

効果額は、当該調査の結果、保護の廃止又は変更を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額をいう。例えば、来年の 4 月から仕送りをする旨の確約を得る等の保護費の減額見込は、効果額に当たらない。また、例えば前年度の扶養義務調査の結果、今年度も引き続き仕送りが続いている等の当該年度以前の調査により継続して減額となっているものは、当該年度の調査に係る効果額ではないため含まない。(法第 63 条及び法第 78 条による返還金、徴収金等は含まない。)

ク 居宅介護支援計画点検等強化事業

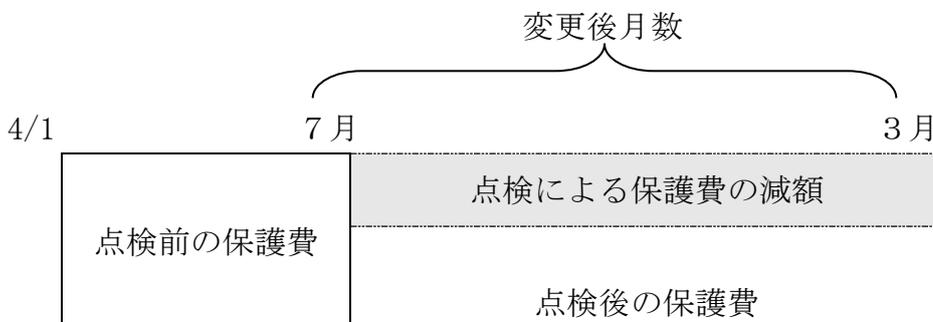
本事業の実施により、保護費が減額になった場合、以下のように事業実施年度の効果額を算出して記入すること。(千円未満切り捨て)

$$\text{効果額} = \frac{\text{点検後の保護費の減額(月額)} \times \text{点検後の月数}}{\text{点検前の保護費}}$$

例えば、7 月から保護費が減額した者で、

6 月分 20 万円、7 月分 19 万円、変更後月数 9 ヶ月の場合、

効果額 =  $(20 - 19) \times 9 = 9$  万円となる。



※ 点検後の月数 = 例えば 7 月から減額した場合は 7 月～3 月の 9 か月とする。

ケ その他適正化事業

カと同様の算出方法。(効果額 = 保護の変更又は廃止による減額)

- (3) ア～サについて算出した効果額及び結果調べについては、別途、メールにて送信する様式に必要な箇所を全て記載して返信すること。

## 6 協議様式等について

- (1) 協議等の様式は次のとおりである。

- ・様式 14 協議総括表
- ・様式 15 補助金協議額内訳書
- ・様式 16 事業効果額等報告書
- ・様式 17 診療報酬明細書点検状況
- ・様式 18 被保護者の介護保険（介護扶助）制度利用状況等調
- ・様式 19 生活保護法施行事務監査等事業及び生活保護特別指導監査事業協議書
- ・様式 20 収入資産状況把握等充実事業、扶養義務調査充実事業及び体制整備強化事業協議書
- ・様式 21 生活保護特別指導監査事業実施計画・実績報告
- ・様式 22 扶養義務調査充実事業出張計画・実績報告
- ・様式 23 社会的な居場所づくり支援事業実施計画
- ・様式 24 居住の安定確保支援事業実施計画

- (2) 提出にあたっては、以下の点に留意すること。

① 様式 14「協議総括表」について

メールにて様式を送付するので、金額を記入して当方まで（返信用アドレス：[hogo-keiri@mhlw.go.jp](mailto:hogo-keiri@mhlw.go.jp)）へ返信すること。

その際、他の自治体に記入しないように注意すること。（自治体毎に印刷できるエクセルファイルを送るので、メールで返信すると同時に、紙媒体でも提出すること。）

なお、交付決定を受ける自治体毎に記入すること。（郡部事務所分は、都道府県分にまとめること。）

今回の国庫補助協議に当たっては、被保護者数に応じた「標準額（国費ベース）」を参考として記載していただくこととした。

当該標準額は、今回の国庫補助協議の審査に当たって自治体間の事業規模を比較検討するための1つの指標として参考とするとともに、今後の生活保護適正化事業のあり方を検討するうえでの基礎資料とするために設定することとしたものである。

各自治体におかれては、当該標準額を参考としつつ、各事業の必要性や事業規模等を改めて精査・検討し、真に必要な経費を計上いただきたい。

< (参考) 標準額 (国費ベース) >

指定都市・中核市・一般市：被保護者数千人ごとに 400 万円

都道府県 (郡部) : 被保護者数千人ごとに 400 万円 + 500 万円

※被保護者数千人未満は千人とみなす

例) 標準額の算定例

・被保護者数 2,300 人の一般市

3 千人とみなす →  $400 \text{ 万円} \times 3 = 1,200 \text{ 万円}$

・被保護者数 1,500 人の県

2 千人とみなす →  $400 \text{ 万円} \times 2 + 500 \text{ 万円} = 1,300 \text{ 万円}$

② 協議については、自立支援プログラム策定実施推進事業と生活保護適正実施推進事業について様式 14 を作成すること。生活保護法施行事務監査等事業、生活保護特別指導監査事業を協議する場合は様式 19 及び 21、収入資産状況把握等充実事業、体制整備強化事業を協議する場合は様式 20、扶養義務調査充実事業については様式 20 及び 22 を別途提出すること。(これらの事業分については、様式 15 の作成は必要ない。)

③ 様式 16 「事業効果額等報告書」について

平成 27 年 3 月末までの実績を記入すること。(平成 26 年度に補助金の交付決定を受けた自治体は必ず記載して提出すること。) この様式については、メールにて様式を送付するので、金額等をそれぞれの様式に記入して当方へ提出期限までに返信すること。その際、他の自治体に記入しないように注意すること。(原則メールにて当方に返信するが、効果額算出の参考資料については、郵送すること。)

④ 様式 17 「レセプト点検状況」及び様式 18 「介護扶助制度利用状況等調」について  
本様式は、事業の実施の有無にかかわらず全福祉事務所が提出の対象となるので留意すること。